

第87回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年8月23日(金) 午後1時30分から午後2時30分

開催場所 姫路市役所 本館10階 第3会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	出席		
2	小林隆	欠席		
3	森下光春	出席		
4	大西正紀	出席		
5	岡本富博	出席		
6	船引政則	出席		
7	嘉ノ海敏明	出席		
8	青田俊則	出席		
9	沼田静雄	出席	○	
10	嶋田秀文	出席	○	
11	飯塚祐樹	出席		
12	竹内己良	出席		
13	橋本静枝	出席		
14	小林弘行	出席		
15	吉田勝博	出席		
16	竹内光明	出席		
17	福永信幸	出席		会長職務代理者
18	青田誠	出席		会長職務代理者
19	田摩仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第6号	畑地転換届について
議案第7号	相続税等納税猶予適格者証明について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	合意による解約等の通知について
報告第5号	転用許可（一時転用）に係る事業の完了について
報告第6号	県許可案件の許可状況について
報告第7号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和6年8月23日 午後1時30分)

議 長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第87回総会を開催致します。

【 議 長 挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、小林隆委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を沼田静雄委員と嶋田秀文委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いたします。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号（P1～P2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、農地確認の申請が2件、非農地確認の申請が7件提出されております。

まず、農地確認です。

1番です。広畑区西蒲田の畑□□□□につきまして、「□□□□□□□□5条受理を受けたが、計画が変更になり、引き続き農地として利用している」との申請です。転用届出の取消願も同時に受理しています。

現況は「畑」となっております。

2番です。

広畑区西蒲田の畑□□□□につきまして、「□□□□□□□□5条受理を受けたが、計画が変更になり、引き続き農地として利用している」との申請です。転用届出の取消願も同時に受理しています。

現況は「畑」となっております。

どちらの案件も、担当委員から「適当である」との意見を頂いております。中南部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

次に、非農地確認です。

1番です。

夢前町前之庄の畑11筆□□□□□□□□につきまして、「平成5年以前から鶏舎の一部、原野および山林となっている」との申請です。

2番です。

西脇の畑□□□□につきまして、「平成12年以前から山林となっている」との申請です。

3番です。

香寺町犬飼の田□□□□につきまして、「平成12年以前より、水路の一部として利用している」との申請です。

4番です。

花田町高木の田□□□□につきまして、「平成13年以前より、工場敷地進入路として利用している」との申請です。

5番です。

四郷町明田の田□□□□につきまして、「平成11年以前より、公衆用道路として利用している」との申請です。

6番です。

別所町小林の田□□□□□□につきまして、「平成13年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

7番です。

別所町佐土新の畑□□□□につきまして、「昭和55年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P3～P5）を説明する。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、それでは、1番から3番と9番10番について聞き取り調査をする、ということで、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、決定とします。
それでは続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号（P6）を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、3件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

1番2番が都市計画区域外の案件、3番が調整区域の案件となっております。

「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

夢前町杉之内の畑□□□につきて、
「カーポート、駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。現況は、すでにカーポートが設置された2台分の駐車場となっており、このことにつきて始末書が添付されております。今後も引き続き利用する計画となっております。

2番です。

夢前町菅生潤の田□□□□につきて、
「農業用倉庫、農業用露天駐車場、農業用作業場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、上下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道かつ近距離に2以上の教育施設、医療施設等が存在の「第3種農地」に該当すると考えております。現況は、すでに農業用倉庫、農業用露天駐車場、露天農作業場となっており、そのうち□□□□□□については、□□□□□□□□□□則29条で農業用倉庫敷地利用として確認済ですが、その範囲を超えて転用したことにつきて始末書が添付されております。今後も、引き続き農業用倉庫、農業用露天駐車場、露天農作業場として利用する計画となっております。

3番です。

御国野町深志野の田□□□□につきて、
「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、□□□□□□□□の小規模太陽光発電設備を設置する計画となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。

200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっておりますが、これに該当するとして1件の確認願が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

調整区域の香寺町広瀬の田の一部□□□□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに農業用倉庫を1棟設置済みとなっております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、まずは4条申請について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、4条申請については許可相当とします。次に、則29条について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号(P7～P8)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、6件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

2番3番が都市計画区域外の案件である他は、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

太市中の田4筆□□□□□□□につきまして、□□□□□□□□が、「賃借権で借り受けて、重機、露天資材置場、市道の旋回場として一時的に利用したい」との一時転用の申請です。転用期間は、□□□□□□□□□□となっております。申請地の農地区分は、「農用地区域内農地」となっており、原則転用許可はできませんが、一時的であることと、「農業振興地域整備計画」上支障がないことを条件に許可されるものとして申請されたものです。当該転用による姫路市農業振興地域整備計画上の支障の有無について、市農政総務課へ意見を求めたところ、「支障なし。ただし、一時転用の必要がなくなった場合は、直ちに原状回復すること」との回答を得ております。「事業内容」につきましては、□□

機構である「(公社)ひょうご農林機構」が借り受ける農地について受け手を選定し、市が作成した農用地利用集積計画案につきまして、農業委員会の意見を求められているものでございます。農業委員会としましては、農地法3条の許可基準を準用して、決定及び意見についてのご協議をいただいているものでございます。

今回の農用地利用集積計画は、市が10月1日付で公告を行う予定であり、権利設定は、新規として1件、2筆、568㎡につきまして、貸借権が設定されるものでございます。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積計画の決定につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。
次に、議案第6号「畑地転換届」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号(P9)を説明する。
〔畑地転換届について〕

畑地転換届について、この度は、1件の届出が提出されております。

市街化区域の飾磨区上野田の田□□□□につきまして、「水利の便が悪く、水稻耕作に適さないため」との届出です。

担当委員から「農地として適正に造成されると判断される」との意見を頂いております。中南部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
次に、議案第7号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号(P10)を説明する。
〔相続税等納税猶予適格者証明〕

今月は2件の証明願が出ております。

1番です。砥堀の□□□□□□□が所有されておりました市街化区域の農地5筆を、砥堀の孫であります□□□□□□□□□□が相続するというもので

各委員

・・・。

議長

特にないようですね。
次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号（P11～P12）を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、7月5日から8月8日の間に受け付けたもの、8件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、確認といたします。
次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P13～P17）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちら、7月5日から8月8日の間に受け付けたもの30件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

事務局にお尋ねします。17番の備考に昭和53年5条転用受理の再提出とありますが、転用の記録は何年保存されているのでしょうか。

事務局

申請に係る関係書類の保存年限は10年とされていますが、申請書の受理や許可書等の交付については受付簿にて記録して整理しております。この受付簿にて許可等の事実が確認できれば、証明書を発行することも可能としております。

議長

ほかに、なにかご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、確認とすることをお願いします。
次に報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号（P18）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が1件ございました。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですね。
次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第5号（P19）を説明する。
〔転用許可（一時転用）に係る事業の完了について〕

県知事の一時転用許可をうけて農地転用を行っていたものについて、転用事業の完了及び農地復元報告が1件ありました。

調整区域の兼田の田□□□□について、□□□□□□□□が、□□□□□□□□□□□□で許可を受け露天駐車場、露天資材置場に一時転用をしておりましたが、転用事業が完了し農地に復元した旨の報告でございます。

事務局において現況確認を行い、農地に復元されていることを確認しております。

以上、よろしくご確認をお願いいたします。

議 長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですね。
次に報告第6号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第6号（P19～P22）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、7月及び8月において27件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議 長

報告、有り難うございます。確認をお願いします。
次に報告第7号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第7号（P23）を説明する。
〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、7月の会長決裁分です。

1番です。豊富町豊富の□□□□□□は、父である□□□□□□より農業経営を継承し、露地野菜、施設野菜苗を栽培しています。農業の経営拡大及び利益率の向上など、営農意欲を示されていることから、問題はなく、認定農業者として「適切」と市長へ回答していました。

2番です。船津町や山田町で、稲作、露地野菜を作付けしている□□□□□□□□□□につきまして、農業の経営拡大及び利益率の向上など、営農意欲を示されていることから、問題はなく、認定農業者として「適切」と市長へ回答していました。

その結果としまして、□□□□□□は7月19日付けで、□□□□□□□□は7月25日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

議 長 有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 ないようですね。確認をお願いします。
以上で、本日の議題は、すべて終了しました。
全体を通して、何かございますか。

各 委 員 ……。

議 長 ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時30分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

沼 田 静 雄

(署名委員)

嶋 田 秀 文
